川崎市動物愛護センター条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市動物愛護センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

## 平成30年11月26日提出 川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市動物愛護センター条例の一部を改正する条例

川崎市動物愛護センター条例(昭和49年川崎市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名	称	位	置
川崎市動物愛護センター		川崎市中原区上平間1,	700番地8

第3条第5号中「で、その飼養希望者の依頼により」を「について譲渡しの ために行うもの又は不妊手術を依頼された犬及び猫について生活環境の保全上 の支障を防止するために市長が必要と認めて」に改め、同条中第12号を第1 3号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第26 条第1項に規定する特定動物の飼養又は保管の規制に関すること。

第4条から第6条までを削る。

第7条中「使用者が」を「センターの」に、「き損したとき」を「毀損した 者」に改め、同条を第4条とする。

第8条を第5条とする。

附則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第3条の改正規定(同条第5号に係る部分を除く。)は、平成31年4月1日から施行する。

## 参考資料

## 制定要旨

動物愛護センターを移転すること、動物愛護センターにおいて不妊手術を行う大及び猫の範囲を拡大すること、不妊手術を無料とすること等のため、この条例を制定するものである。